

運動公園体育館トレーニンググループ使用講習会

と き ①2月8日(日)

午前9時～11時

②2月26日(木)

午後7時～9時

ところ 亀岡運動公園体育館トレーニングルーム

対象 16歳以上の人

内容 専門のトレーナーがアトバイスと指導を行います。

定員 各回20人(先着順)

参加料 320円

その他 講習会実施中は、受講者以外は使用できません。

申し込み **問** 1月25日(日)から受講日の前日までに、写真(縦3.0cm×横2.5cm)と参加料を持参の上、直接、運動公園体育館(午前8時30分～午後6時45分、火曜日休館)

TEL25-0372[指定管理者(株)三煌産業]

※再講習の人は、発行済の承認証を講習会当日に持参してください。

(都市整備課)

病児・病後児保育のご案内

保育所などへ通所する子どもが病気などにより集団保育が、困難なときに、保護者に代わって専門のスタッフが診療所に付設された保育ルームで一時的に保育を行います。

利用時間

○月・火・木・金曜日

午前8時30分～午後6時

○水・土曜日

午前8時30分～正午

※医院の休診日を除く

実施医院 医療法人上原医院病児保育室「ユースト」(西町)

TEL22-0347

対象 市内在住で、生後3月から小学校3年生までの病

気や病気回復期にある児童

定員 6人

利用料金 1日2,500円、半日(5時間以内)1,500円

○昼食代300円(弁当持参の場合は不要)

※おやつ代は利用料金に含まれます。

※児童の保護者が生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合は、利用料に対し助成する制度があります。

利用方法 利用を希望する人は、事前に電話などで利用手続や持ち物などを医院に問い合わせてください(利用人数が多いときや感染症が重なる場合は、待機となることがあります)。

問 市役所1階子育て支援課保育係(16番窓口)

TEL25-5028、FAX24-3070

(子育て支援課)

在宅高齢者介護激励金・家族介護者慰労金を支給

	在宅高齢者介護激励金	家族介護者慰労金
対象	基準日(2月1日)現在、次の要件の①～⑤すべてに該当する人	次の要件の①～⑤すべてに該当する人
要件①	介護保険の要介護3、4または5の認定を受けている65歳以上の者を在宅で介護していること	介護保険の要介護4または5の認定を受けている者を在宅で介護していること
要件②	上記認定を受けている人および介護者が市内に住所を有し、世帯全員が市府民税非課税世帯であること	
要件③	上記認定を受けている者と同居もしくは常時介護している配偶者または3親等内の親族であること	
要件④	平成26年度に家族介護者慰労金の支給を受けていない人	
要件⑤	上記認定を受けている人が、申請前1年間に通算して3カ月を超えて入院・入所などしていないこと	上記認定を受けている人が、申請前1年間に介護サービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を利用していない、また通算して3カ月を超えて入院・入所などしていないこと
支給額	3万円(年度1回限り)	10万円(年度1回限り) ※激励金の支給を受けた場合はその差額を支給
申請先	2月2日(月)から16日(月)までの間に、市役所1階高齢福祉課高齢者係(23番窓口)へ申請書を提出してください。	市役所1階高齢福祉課高齢者係(23番窓口)へ申請書を提出してください。
必要なもの	申請書(高齢福祉課にあります)▶印鑑▶通帳など口座番号が分かる書類(介護者が名義人であること)▶平成26年度市府民税非課税証明書(平成26年1月1日現在で亀岡市以外に住民登録をしていた場合のみ)	

問 市役所1階高齢福祉課 TEL 25-5032、FAX 24-3070

(高齢福祉課)

明智光秀公をNHK大河ドラマに!～時は今花も花なれ夢大河～